

裁 判 所	仙台高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（ネ）第272号
事 件 名	各個人番号利用差止等請求控訴事件
判決年月日	令和3年5月27日
判 示 事 項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバー制度と憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由
判 決 要 旨	マイナンバー制度やこれを定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、憲法13条によって保障された個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害されたとは認められない。
事案の概要	本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき個人番号の付番を受けたX ₁ らが、番号利用法は憲法13条によって保障されたX ₁ らの自己情報コントロール権又はプライバシー権を侵害し、又は侵害するおそれがあり、違憲であると主張して、国に対し、個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びにX ₁ らの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案である。
訟 務 月 報	67巻11号